

総行選第84号
令和7年6月27日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第64号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

今回の公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の改正は、令和7年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、候補者の届出書の様式について、合理化のための改正を行うものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正省令の内容を十分御理解いただくとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意ください。また、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対して、この旨周知するようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 公職選挙法施行規則別記第16号様式、第16号様式の8、第16号様式の9、第19号様式及び第19号様式の2において、各様式を用いる選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者について、その職名を記す欄が追加されたこと。
（改正省令別記様式関係）
- 2 改正省令は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正省令附則第1項関係）
- 3 改正省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、改正省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正省令附則第2項関係）
- 4 その他所要の規定の整理がされたこと。

以上

○総務省令第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二條及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百四十五條の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記

第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

〔略〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名

〔略〕

右のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

何選挙長 氏 名 あて

備考

〔一 略〕

二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。

〔三〇六 略〕

第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

〔略〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名

改正前

別記

第十六号様式（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

〔同上〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

〔同上〕

右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏

何選挙長 氏 名 あて

備考

〔一 同上〕

二 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。

〔三〇六 同上〕

第十六号様式の八（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

〔同上〕

選挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

〔略〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 略〕

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

〔略〕

選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名

〔略〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 字何（町） 何番地 氏 名

推薦届出者 住所

都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 字何（町） 何番地 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 略〕

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（本人届出）

〔略〕

選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区（何選挙）

当該選挙に係る議員又は長と兼ね

〔同上〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 同上〕

第十六号様式の九（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条関係）

二条関係）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

〔同上〕

選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

〔同上〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 字何（町） 何番地 氏 名

推薦届出者 住所

都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 字何（町） 何番地 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

〔備考 同上〕

第十九号様式（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（本人届出）

〔同上〕

選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区（何選挙）

ることができない職にある者についてはその職名

〔略〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

氏

名

何選挙長 氏 名あて

備考

〔一〇三 略〕

四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百二十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。

〔五・六 略〕

第十九号様式の二（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（推薦届出）

〔略〕

選

挙

何年何月何日執行

何選挙の何選挙区（何選挙）

当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名

〔略〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）

氏

字何（町）何番地

名

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）

氏

字何（町）何番地

名

何選挙長 氏 名あて

何年何月何日生

〔同上〕

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

氏

名

何選挙長 氏 名あて

備考

〔一〇三 同上〕

四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第九十二条の二又は第四百二十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。

〔五・六 同上〕

第十九号様式の二（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の推薦届出書の様式）（第十二条の七関係）

何選挙候補者届出書（推薦届出）

〔同上〕

選

挙

何年何月何日執行

何選挙の何選挙区（何選挙）

当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名

〔同上〕

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）

氏

字何（町）何番地

名

推薦届出者 住所

都（何道府県）何郡（市）何町（村）

氏

字何（町）何番地

名

何選挙長 氏 名あて

何年何月何日生

〔備考
略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔備考
同上〕

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。